

令和4年度 第8回11月宇検村農業委員会定例総会議事録

※ 日 時 令和4年 11月25日(金) 午前 9時 から
※ 場 所 活性化センター 「結いの館」

※ 出席した委員

1. 渡委員 2. 脇田委員 3. 坂井委員 4. 時田委員 5. 前田委員
6. 倉本委員 7. 重野委員 8. 石原委員

※ 欠席した委員

なし

※ 出席した職員

吉原主事、推進員2名

議事日程

- ・開会の宣言 宇検村農業委員会事務局 吉原 周平 君
- ・会議の宣言 宇検村農業委員会会長 石原 將央 君
- ・日程第1 議事録署名委員の報告 6番 委員・7番 委員 を指名
- ・日程第2 会期の決定 令和4年11月25日(金)の1日間に決定

- ・日程第3 諸般の報告 11月15日から事務局長、会長にて奄美地区農業委員会連絡協議会に出席、現地視察

- ・日程第4 協議事項 第9号『非農地証明願について』

○議 長 議案第9号「非農地証明願について」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第9号について、提案理由の朗読と説明を行います。(資料参照の上、説明)申請者は△△さん、申請を受けようとしている土地は宇検村〇〇地区、地目は畑、面積が80㎡となっています。非農地に至った理由と現在の管理状況ですが、約20年前から農地として利用されておらず交通の便や土地の状態が農地としての優位性を失っており今後農地として利用される見込みがない状況となっています。説明は以上になります。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長 只今の報告のとおり、議案第9号について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○事務局 非農地証明の交付基準を農業委員会定例総会で定めたとと思いますが、耕作不適耕作不便によりやむ得ない事情により概ね10年以上、耕作放棄され、農地の復元ができないと認められる土地。または、周囲の状況からみて農地として復元しても継続して利用することが認められない土地と記載があります。これによって証明願いが出されています、よろしくをお願いします。

○議 長 意見はありませんか。

○事務局 3枚目の図面を見ていただいたら分かると思いますが、真ん中が○地区の共同墓地になっています。申請された周りの土地が、共同墓地を整備する際に買収されて現在は畑ではなく、今回の申請があった場所は狭間の土地となっています。

○1 番 もともとは田んぼでしたよね。

○議 長 他にございませんか。質疑なしと認めます。本案について許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議 長 全員挙手でございます。よって本案は許可することに決定いたします。

・日程第4 **議案第10号『農地法第3条申請について』**

○議 長 議案第10号「農地法3条申請について」議題を供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局 議案第10号につきいまして議案の朗読と説明を行います。(資料参照上、説明)申請者は◎◎さん、所有権の移転となっています。譲受人が◇◇さんとなっています。土地の所在は▲▲地区、面積359㎡、地目は畑となっています。現在、タンカンを栽培しており移転後も継

続してタンカンを管理栽培していくこととなっています。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 只今の報告のとおり、議案第10号について、これより質疑に入ります。

○3番 この土地は十数年前から申請者が借りて栽培しています。

○5番 場所はトンネル前の土地ですか。

○1番 ミカンの木も大きいですよね。

○議 長 質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これを持って質疑を終了します。本案について許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議 長 全員挙手でございます。よって本案は許可することに決定いたします。

・日程第4 議案第11号『農地法第3条申請について』

○議 長 議案第11号「農地法第3条申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局 議案第11号について、提案理由の朗読と説明を行います。(資料参照の上、説明)譲受人が□□さんの資料をご覧ください。所有権の移転となっています。許可を受けようとしている土地は、☆☆地区一一番地面積が286㎡、==番地面積247㎡、一一番地面積383㎡の3筆となっており、地目が畑、すべて無償での所有権の移転となっています。継続してタンカンの管理栽培を行っていくとの申請です。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 只今の報告のとおり、議案第11号について、これより質疑には入りません。質疑ありませんか。

- 推進委員 2 並びの土地ですか。
- 5番 何年か前に帰島してきた方ですか。
- 3番 並びの土地です。島に帰ってくる前から行っている。
- 議 長 住所を移す前から年に数回帰ってきて自分の土地のミカンの管理栽培を行っている。
- 1番 ○○地区で一番やっているんじゃないですか。面積を広げてすごいですよね。
- 議 長 質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これを持って質疑を終了します。本案について許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

- 議 長 全員挙手でございます。よって本案は許可することに決定いたします。

・日程第5 その他

- ・活動記録について
- ・12月定例総会の日程について
- ・1月末頃、現地視察（大隅、霧島）

- 議 長 他にございませんか。無いようですので本日の日程は全部、終了しました。これをもって令和4年度第8回11月宇検村農業委員会定例総会を閉会します。